

番 号 : 131103

国 名 : スリランカ

担当部署 : スリランカ事務所

案件名 : 植物検疫所計画フォローアップ調査 (検疫機材調達)

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務 : 検疫機材調達
- (2) 格 付 : 4号
- (3) 業務の種類 : 調査団参団

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2014年1月上旬から2014年3月中旬まで
- (2) 業務M/M : 国内 0.90M/M、現地 0.70M/M、合計 1.60M/M
- (3) 業務日数 : 準備期間 15日 現地業務期間 21日 整理期間 3日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、場所

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1部
- (2) 見積書提出部数 : 1部
- (3) 提出期限 : 11月27日(12時まで)
- (4) 提出場所 : 専用アドレス(e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出、
または調達部受付(JICA本部1F)への書類の提出

※2013年10月2日以降の公示案件(業務実施契約(単独型)のみ)より、電子媒体による簡易プロポーザルの提出を試行導入します。提出方法等詳細については、JICAホームページ(ホーム>JICAについて>調達情報>お知らせ)をご覧ください。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針 :
 - ①業務方針の的確性 2点
 - ②業務方法の整合性、現実性等 6点
 - ③当該業務実施上のバックアップ体制 2点
 - (2) 業務従事者の経験能力等 :
 - ①類似業務の経験 46点
 - ②対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験 8点
 - ③語学力 18点
 - ④その他学位、資格等 18点
- (計100点)

類似業務	植物検疫所機能強化、機材調達に係る各種調査
対象国/類似地域	スリランカ/全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等 : 特になし
- (2) 必要予防接種 : なし

6. 業務の背景

我が国が1994年から1999年にかけて実施した技術協力「植物検疫所計画」は、1992年から1994年に無償資金協力で整備した国立植物検疫所(NPQS)の技術職員が、スリランカの植物検疫技術を改善するために必要な技術を獲得し、他の検疫官に知識及び技術移転を目的にした事業である。

本事業では、①病理検定（外国産病原菌や外国が警戒するスリランカの主要な病原菌など、スリランカの植物検疫上重要な病原菌を同定できるようになること）、②害虫検定（スリランカ産のミバエや重要な害虫・線虫を同定できるとともに、検疫処理試験に必要な各種ミバエについて必要な数量を飼育できるようになること）、③消毒処理（燻蒸と危害防止に関する定型的な知識・技術を習得し、消毒処理を効果的かつ安全に実施できるようになること）、の三分野を主な技術移転コンポーネントとし、技術移転の結果、各種マニュアル類や出版物が整備された。

先に実施した無償資金協力にて整備した施設と機材（施設を含む 20.9 億円）を利活用する形で実施された技術協力プロジェクトでは、円滑な技術移転を補完するために技プロ期間中に検定室機材を中心とする資機材（1.6 億円）が別途供与された。事業実施期間中は、専門家の指導の下で機材は適切に利用されていたと考えられるが、NPQS に据付された資機材の維持管理体制については十分に配慮されず、本邦から調達した資機材の多くが技プロ協力終了後から頻繁に故障するようになった。

かかる事態を踏まえ、当機構は 2001 年度にフォローアップ調査を実施し、故障状況の把握、現地での修理対応を含めた対処案を検討した。同フォローアップ調査の結果を踏まえつつ、事務所側より NPQS と技術者の配置や必要な維持管理予算等を協議した結果、現地修理で対応可能な資機材については、NPQS が自助努力で一定程度は修理したものの、維持管理予算等の制約もあり全ての故障を修理することに対応はできず、2005 年に再度 NPQS より修理の要望が出された。これを踏まえ、本邦から英文マニュアルを送付したほか、フォローアップ協力（資機材供与）として、現地修理可能な資機材の修理を支援し、一旦修理を完了していた。

他方、2012 年にスリランカ ODATF が NPQS の現地視察をしたところ、日本製の大型資機材の多くは故障の再発、あるいは修理対応が難しく故障したまま放置されていることが判明した。NPQS の処理件数が年々増加する中、機材故障が発生している状況下で精密検査も部分的に目視に頼らざるを得ない局面が発生しており、検疫業務に支障をきたしていることに加え、安全性の高い薬剤の使用、もしくは薬剤を使用しない新しい消毒処理技術を導入するための実験にも滞りがみられている。

7. 業務の内容

本業務の業務従事者は、フォローアップ協力の仕組み及び手続きを十分に把握の上、他の業務従事者や調査団員として派遣される機構職員等と協議・調整しつつ、植物検疫所機材の調達計画作成のために必要な以下の調査を行う。また、本業務従事者は、植物検疫所機材の調達計画を作成するとともに、調査団の報告書（案）の取りまとめ支援を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

（1）国内準備期間（2014年1月上旬～下旬）

- ①植物検疫の概要について情報収集する一環で、横浜植物防疫所を視察し、植物検疫分野に必要な機材について理解を深める。
- ②スリランカの植物検疫分野に関する情報を収集／整理する。
- ③対処方針会議（1月20日～1月24日の間で実施予定）等に参加する。
- ④調査背景・内容を把握（関連報告書等の資料・情報の収集・分析）の上、すでにスリランカ側から指摘されている更改が必要な機材（必要であれば他の調査団員及び専門技術団員が指摘する更改が必要と推測される機材を含む）について、日本国内で取扱いのあるメーカーを訪問し、交換すべき部品、調達にかかる日数、機材メンテナンスにおける留意事項、スリランカ内または近隣諸国での調達可能性について検討し、調達計画（案）を作成する。
- ④作成した植物検疫所機材の調達計画（案）に沿って、現地調査で確認すべき情報を検討する。

（2）現地派遣期間（2014年1月下旬～2月中旬）

- ①当機構スリランカ事務所等との打合せに参加する。
- ②機材を更改する場合の維持管理状況を把握するため、スリランカの植物検疫分野に係

る次の最新情報を収集する。

ア) 関連各組織の所掌業務に関する文献をアップデートする。

イ) 関連各組織の所掌業務についてヒアリングする。

ウ) 関連各組織の部署別人数、各人の教育のバックグラウンド、業務経験、JICA研修受講経験について情報収集する。

エ) 植物検疫行政における関連各組織の関与、NPQSのサービス維持管理能力について、文献及びヒアリング結果等に基づき分析する。

③スリランカ側関係機関との協議及び現地調査に参加し、日本で作成した植物検疫所機材の調達計画（案）の実現性についてスリランカの検疫業務従事者及び当機構の調査団員と協議し、スリランカの検疫実施機関の能力に配慮した植物検疫所機材の調達計画を策定する。

ア) スリランカ国内の植物検疫機材取扱メーカーを訪問し、更改機材の調達の実現性について情報収集し、スリランカ国内や近隣諸国における植物検疫の更改機材の調達可能性を説明する。

イ) スリランカ側からの意見について、効率的かつ持続可能性の観点からコメントする。

ウ) 想定される検査／処理／機材の維持管理に必要な先方の実施体制（関連組織、分野別能力・人数）について、スリランカの検疫業務従事者及び当機構の調査団員と協議し、現実的な実施体制案を作成する。

④調査及び意見交換を反映し、先方実施体制を考慮した更改が必要な植物検疫所機材の調達計画を完成させ、スリランカ側関係機関に報告する。

⑤当機構スリランカ事務所等に対し、現地調査終了後に担当分野の結果報告をする。

(3) 帰国後整理期間（2014年2月下旬）

①帰国報告会、国内打合せに出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。

8. 成果品等

本契約における成果品は以下のとおり。

(1) 植物検疫所機材の調達計画（英文）

電子データをもってJICAスリランカ事務所に提出することとする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約見積書作成の手引き」(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)を参照願います。留意点は以下のとおりです。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含めず、当機構より別途支給します（見積書の航空賃及び日当・宿泊料等欄には0円と記載下さい）。

(2) 国内準備期間の経費等

調達計画（案）作成のため、長距離の国内出張による日本国内の機材取扱いメーカーの訪問が想定されており、この移動に係る航空券の手配等は当機構が行います。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

①現地業務日程

現地派遣期間は2014年1月26日～2月15日を予定しています。

当機構の調査団員は本業務従事者と同時に現地調査を開始し、本業務従事者より1週間前に現地調査を終える予定です。すなわち、本業務従事者が単独で現地調査を行う期間がありません。

②現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下を予定しています。

- ア) 総括 (JICA)
- イ) 植物検疫行政 (農林水産省)
- ウ) 植物検疫技術 (農林水産省)
- エ) 検疫機材調達 (コンサルタント)
- オ) 協力企画 (JICA)

③ 便宜供与内容

当機構スリランカ事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎
あり
- イ) 宿舎手配
あり
- ウ) 車両借上げ
全行程に対する移動車両の提供 (滞在期間の車両借上げについては、スリランカ事務所が予約することを想定しています。)
- エ) 通訳備上
なし
- オ) 現地日程のアレンジ
スリランカ事務所がアレンジします。
- カ) 執務スペースの提供
なし

(2) 参考資料 <http://libopac.jica.go.jp/search/search.do>

本業務に関する以下の資料が、当機構図書館のウェブサイトで公開されています。

- ・「スリ・ランカ民主社会主義共和国植物検疫所計画終了時評価報告書」1999. 1
 - ・「スリ・ランカ民主社会主義共和国植物検疫所計画巡回指導調査団報告書」1997. 1
 - ・「スリ・ランカ民主社会主義共和国植物検疫所計画打合せ調査団報告書」1995. 4
 - ・「スリ・ランカ民主社会主義共和国植物検疫所計画実施協議調査報告書」1994. 1
 - ・「スリ・ランカ民主社会主義共和国植物検疫所計画事前調査報告書」1993. 7
 - ・「スリ・ランカ民主社会主義共和国植物検疫所建設計画基本設計補足調査報告書」1992. 10
 - ・「スリ・ランカ民主社会主義共和国植物検疫所建設計画基本設計調査報告書」1990. 8
- 業務に関する以下の資料を当機構農村開発部水田地帯第二課 (TEL:03 - 5226 - 8439) にて閲覧できます。
- ・ *Information on Plant Quarantine System in Sri Lanka*, Submitted to JICA on 10.06. 2005 National Plant Quarantine Service, Canada Friendship Road, Katunayake
 - ・「スリ・ランカ国植物検疫所フォローアップ調査現地調査報告書」2002. 3
 - ・ *Final Report Submitted to Japan International Cooperation Agency on National Plant Quarantine Services Project* by TEAMS March 2001
 - ・ “Chronology of NPQS” 等のJICAスリランカ事務所作成資料)

(3) その他

- ① 業務実施契約 (単独型) については、単独 (1名) の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② スリランカ国内での活動においては、JICA安全管理措置を遵守するとともに、JICA総務部安全管理室、JICAスリランカ事務所の指示に従い、十分な安全対策措置を講じることとします。